

◆高齢者の通いの場を支援します◆

高齢者の通いの場を充実させ、介護予防を推進するため、令和2年度分の「通所型サービスB地域支え合い型補助事業」及び「げんきスポット補助事業(地域介護予防活動支援事業)」の申請を受け付けます。

補助事業の概要

事業名	通所型サービスB 地域支え合い型補助事業	げんきスポット補助事業 (地域介護予防活動支援事業)
補助対象事業 (主な条件)	◇毎月2回以上、1回当たり1時間以上、次に掲げる事業を実施していること ・高齢者の社会参加を促進する事業(サロンなど) ・運動機能向上に資する体操・運動に関する事業 ・低栄養防止、食生活改善に関する事業 ・口腔機能向上に関する事業 ・介護予防または認知機能低下予防のための事業(脳トレ、文化活動など) ・介護予防のために医療機関や介護保険施設等が自主的に行う事業	
	要支援1・2または事業対象者の利用の受け入れができる	1か月当たりの参加者(市内在住65歳以上)が延べ20人以上
補助対象団体 (主な条件)	◇代表者の連絡先や活動場所等の情報を市民に提供することに同意する団体 ◇団体の活動への参加希望を広く受け入れ、高齢者が自由に参加できる団体	
補助の種類	運営費補助、立ち上げ支援補助、講師謝金補助、施設利用補助	

※補助金額などの詳しい情報は高齢介護課にお問い合わせください。

申込み 4月1日(水)～4月24日(金)に指定の申請書類一式を高齢介護課へご提出ください。

※申請書は、高齢介護課窓口または市ホームページにあります。

【問合わせ】 高齢介護課 ☎84-0644

集団資源回収の対象品目拡大について

市では、自治区や子ども会などが資源を定期的に回収する「集団資源回収」を推進しています。令和2年4月から新たに以下の品目が集団資源回収の対象となりますので、資源化を推進するためご協力ください。

追加品目

◇食料用スチール缶(缶詰、海苔の缶、お菓子の缶など)

※エンジンオイル缶やペンキ缶等の食料用以外の缶は対象外

◇タオル・シーツ類(古着として回収)

出し方

◇食料用スチール缶

中身を空にしてキレイにしたうえで、飲料用スチール缶とは分別して出してください。

◇タオル・シーツ類

洗濯したうえで、古着類としてまとめて出してください。

各集団資源回収団体の回収品目や日時等はお住いの自治区にお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。

【問合わせ】 クリーンセンター ☎23-3567